

令和 8 年 1 0 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和 4 8 年 1 1 月 1 日職厚—9 0 5）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 5 平均給与額関係 1 ～ 6 （略） 7 補償法第 4 条第 3 項の規定により「その間の給与」として控除する額は、同項各号のいずれかに該当する日のそれぞれについて、次に掲げる額とする。 (1) （略）	第 5 平均給与額関係 1 ～ 6 （略） 7 補償法第 4 条第 3 項の規定により「その間の給与」として控除する額は、同項各号のいずれかに該当する日のそれぞれについて、次に掲げる額とする。 (1) （略）

(2) 補償法第4条第3項各号のいずれかに該当する日が、規則16—0第8条の2第1項（同条第2項又は第3項の規定によりみなして適用する場合及び規則16—0第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する合計額がある月に属するときは、その日の属する月における通勤についての当該合計額を当該月の総日数で除して得た額

(3) (略)

8 規則16—0第12条の「給与の総額」とは、次に掲げる額の合算額をいう。

(1) (略)

(2) 平均給与額の算定期間の属する月が、規則16—0第8条の2第1項に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を当該属する月の総日数から週休日及び勤務時間を

(2) 補償法第4条第3項各号のいずれかに該当する日が、規則16—0第8条の2（規則16—0第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する合計額がある月に属するときは、その日の属する月における通勤についての当該合計額を当該月の総日数で除して得た額

(3) (略)

8 規則16—0第12条の「給与の総額」とは、次に掲げる額の合算額をいう。

(1) (略)

(2) 平均給与額の算定期間の属する月が、規則16—0第8条の2に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を当該属する月の総日数から週休日及び勤務時間を割り振

割り振らない日の日数の合計
日数を差し引いた日数で除し
て得た額に平均給与額の算定
期間の総日数から週休日及び
勤務時間を割り振らない日の
日数の合計日数を差し引いた
日数を乗じて得た額

(3)・(4) (略)

9～12 (略)

第9 休業補償関係

1・2 (略)

3 規則16—0第24条の2第
1項の「勤務することができな
い日」とは、1日の全部につい
て勤務することができない日を
いい、「その日に受ける給与の
額」は、次に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 規則16—0第24条の2
第1項に規定する日 ((3)及び
第19の15において「休業
補償事由発生日」という。)
の属する月が、規則16—0
第8条の2第1項に規定する
合計額に相当する額がある月
であるときは、当該属する月

らない日の日数の合計日数を
差し引いた日数で除して得た
額に平均給与額の算定期間の
総日数から週休日及び勤務時
間を割り振らない日の日数の
合計日数を差し引いた日数を
乗じて得た額

(3)・(4) (略)

9～12 (略)

第9 休業補償関係

1・2 (略)

3 規則16—0第24条の2第
1項の「勤務することができな
い日」とは、1日の全部につい
て勤務することができない日を
いい、「その日に受ける給与の
額」は、次に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 規則16—0第24条の2
第1項に規定する日 ((3)及び
第19の15において「休業
補償事由発生日」という。)
の属する月が、規則16—0
第8条の2に規定する合計額
に相当する額がある月である
ときは、当該属する月におけ

における通勤についての当該 相当する額を 30 で除して得 た額 (3) (略) 4 ～ 7 (略)	る通勤についての当該相当す る額を 30 で除して得た額 (3) (略) 4 ～ 7 (略)
---	---

以 上